

社員（ご契約者）^{※1}の皆さまへ

住友生命保険相互会社 総代候補者立候補の公募に関するお知らせ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
総代候補者選考委員会
議長 大宮克己

総代候補者選考委員会は、2027年4月1日に就任する総代について、総代候補者を決定するにあたり、社員からの立候補の公募を行います。

総代になることを希望される社員の方は、以下の事項をご確認のうえ、住友生命保険相互会社（以下、同社）までお申し出ください。

1. 立候補による総代候補者の選出について

同社は、保険業法に基づいて設立された「相互会社」で、ご契約者を「社員」とする社団法人です。社員の代表として選出される「総代」は、経営の最高意思決定機関である「総代会」に出席して、会社の重要な事項について審議し、決議を行います^{※2}。なお、総代の役割等については、こちら（[リンク](#)）をご覧ください。

総代の定数は定款において180名と定められており、2027年は約半数の91名が改選となります。総代選出にあたっては、総代候補者選考委員会が決定した総代候補者について、全社員による信任投票を行うこととなりますが、その総代候補者のうち、最大10名を立候補の方から決定します。なお、2027年4月の総代改選でご就任いただく総代の任期は、2027年4月1日から2031年3月31日までとなります。

2. 立候補の受付

- ・受付期間 2026年5月11日（月）～2026年6月19日（金）
- ・定員 10名
- ・立候補の条件
 - ①受付期間末日時点で2年以上継続して社員資格を有する個人の社員であること^{※3}。
 - ②受付期間末日時点から遡って10年以内に同社の役員または従業員であった期間がないこと。
 - ③同社の役員または従業員と同居かつ生計を一にする者、配偶者または2親等以内の親族でないこと。
 - ④受付期間末日時点で他の生命保険会社の総代に就任しておらず、かつ就任する予定もないこと。
 - ⑤就任時点で総代としての就任期間が2期を超えないこと。
- ・届出方法 **届出書類①**総代候補者立候補届出書、**届出書類②**ご本人確認に関する資料を電子メールまたは郵送にて提出いただきます。必要書類についてはこちら（[リンク](#)）をご覧ください。

(送付先)

電子メール：soudai@am.sumitomolife.co.jp

郵送：〒104-8430

東京都中央区八重洲2-2-1 住友生命保険相互会社 経営総務室 行

- ※1：「社員（ご契約者）」は同社定款の規程により、無配当保険のみにご加入のご契約者は除きます。
- ※2：総代としての報酬はありませんが、総代会（例年7月初旬に大阪（ホテルニューオータニ大阪(大阪市中央区城見)）で総代会を開催しております。）への出席にかかる交通費等をお支払いします。
- ※3：条件を満たすご契約者であっても、次の方は総代になることができません。また、保険契約の満了等により、総代就任前に社員資格を喪失すると認められる場合も応募できません。
 - 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 未成年者
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 現在の保険約款における重大事由による解除の規定に該当する者

3. 総代選出の流れ

(1) 「立候補による総代候補者」の決定

総代候補者は、総代候補者選考委員会が定める総代候補者資格要件（[リンク](#)）に基づき公正・公平に決定します。

立候補者が10名を超えた場合、第三者の立会いのもと、社員（ご契約者）から選定した抽選人が抽選を実施し、立候補者には速やかに抽選結果を通知します。なお、抽選は7月6日（月）を予定しております（社員向けに公開予定であり、抽選会の実施につきまして詳細は後日同社ホームページでお知らせします）。

(2) 総代の選出

総代の選出にあたっては、総代候補者に対し、「信任投票（全社員による投票）」を実施します。信任投票の結果、総代としての選出に同意しないとす不信任の投票数が、全社員の10分の1に満たない場合、正式に総代として選出されることとなります。なお、信任投票（2026年10月～11月実施予定）については、あらためてお知らせします。

【お問い合わせ先】

住友生命保険相互会社 総務部 経営総務室

電話番号：03-6664-3080

電子メール：soudai@am.sumitomolife.co.jp